

平成28年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組(消費者庁)

○庁全体における主な取組

- ✓ 長官から職員に対するメッセージの発信
- ✓ テレワークの体験実施者を募集
- ✓ 休暇の一層の取得促進(8月末までに、本年初からの年次休暇取得日数が10日以上となることを目指す)
 - ・夏季休暇と年次休暇併用した1週間以上の連続休暇
 - ・家族の行事や記念日に合わせた計画的な休暇
 - ・時間休の活用など柔軟な休暇の取得
- ✓ 部署ごとに、仕事の進め方の見直しのための会議を実施し、業務効率化やワークライフバランスの推進について議論

○各職場単位における独自の取組

- ✓ 20時以降の課室等の施錠
- ✓ 外部との打合せの効率化(電話・メール等の選択肢を提示)
- ✓ タイマー会議の実施(会議の終了予定時間の明確化)

○「ゆう活」実施概要

【実施期間】平成28年7月～8月の2か月間

【実施概要】朝型勤務やフレックスタイム制等を活用し、ゆう活実施日の終業時刻について、16:00から17:15までの間とする。

・職員の希望や負担を考慮しつつ、期間を通じた実施が困難な職員であっても、一部期間の実施や体制上の工夫により、できるだけ多くの職員が参加できるようにする。

・ゆう活実施職員は原則定時退庁とし、他律的な業務を除き、7、8月の期間中、全ての職員の19時以降の超過勤務ゼロを目指す。やむを得ない場合でも、遅くとも20時には退庁できるようにする。

・会議は、原則16時までには終了するものとする。

・課室長等は、中長期的な超過勤務の縮減に資するよう、業務の見直し、合理化・効率化を行う。

・幹部による庁内各フロア巡回等により職員の早期退庁を促す。